

消防危第151号
令和6年5月31日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

1 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備における危険物の流出防止措置に関する事項

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第9条第1項第12号の規定により、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、危険物の流出防止措置として囲いの設置又はこれと同等以上の効果が認められる「総務省令で定める措置」を講ずることとされているところ、次の二つの措置を「総務省令で定める措置」として規定する。（改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「新規則」という。）第13条の2の2関係）

- ① 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置
- ② 危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置

2 ポンプ設備の危険物の流出防止措置に関する事項

政令第11条第1項第10号の2の規定により、屋外貯蔵タンクのポンプ設備がポンプ室以外の場所にある場合は、危険物の流出防止措置として囲いの設置又はこれと同等以上の効果が認められる「総務省令で定める措置」を講ずることとされているところ、「総務省令で定める措置」として上記1①及び②と同様の措置を規定する。（新規則第21条の3の2関係）

3 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第二 施行期日に関する事項

公布の日から施行する。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：早川、高橋

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534